

〈別添〉

京都文化カプロジェクト 2016－2020 実施計画策定等業務 仕様書

1 業務名

京都文化カプロジェクト 2016－2020 実施計画策定等業務

2 委託目的

京都文化カプロジェクト 2016－2020 基本構想に基づき、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、世界に向けて日本及び京都の文化・芸術等を発信し体感してもらう京都文化カプロジェクト 2016－2020（以下「京都文化カプロジェクト」という。）の実施計画の策定及びワークショップ開催等に関わる事業について、専門的なノウハウやネットワークを活用し、効率的・効果的に業務を進めるため委託する。

3 業務内容

(1) 実施計画の策定等の支援

(ア) 実行委員会理事会、企画運営委員会、実施計画策定部会の開催準備

- ・委員等日程調整
- ・会場調整
- ・会議資料準備

(イ) (ア) の開催に係る当日の運営補助

- ・会議録作成
- ・委員謝金・旅費、会場費の支払い

実行委員会理事会：2回開催	委員謝金・旅費	200千円
	会場費	200千円
企画運営委員会：4回開催	委員謝金・旅費	200千円
	会場費	200千円
実施計画策定部会：4回開催	委員謝金・旅費	200千円
	会場費	200千円

- ・その他報償費

(プロデューサー又はプロジェクトマネージャー) 400千円

(ウ) 開催準備に係る事務局会議の開催

(エ) 各委員会のホームページへの掲載原稿・掲載ページの作成

(オ) 実施計画のとりまとめ

実施計画策定部会の意見及びワークショップ等での意見を取りまとめるとともに、実行委員会での決定を経て最終とりまとめを行う。

(カ) 策定周知

- ・実施計画冊子(8P 想定)の製作(含：デザインレイアウト、印刷、発送)
〔6000部、発送先600ヶ所程度〕

(2) ワークショップの開催

京都文化力プロジェクトをより多くの方に知ってもらい、府民市民の意見等を広く聴き、また参加していただくことにより機運を醸成していくためにワークショップを開催する。

また、少なくとも1回は若者世代の巻き込みを図れるようなワークショップを京都市内で開催すること。

ア 実施概要

- ・開催回数 4回程度
- ・日程及び地域 (予定であり今後調整する)
京都市内2回、京都府南丹広域振興局管内・京都府丹後広域振興局管内 各1回
- ・開催場所 京都の魅力を国内外に発信できる施設を利用。会場は単なる会議室でなく場の力を感じられるようなスペースを確保すること。
- ・開催規模 1回当たり30人以上を基本とする。
- ・文化人が複数名参加し府民市民と交流できるものとする。
- ・開催にあたっては、周知や機運醸成とともに実施計画や次年度への反映も意識しながら実施をする。

イ 事前準備、運営

事務局と協議しながら企画及び運営を行う。

- ・事前準備 (講師選定及び依頼、資料作成、日程調整、会場確保等を含む)
- ・広報 (チラシ作成及び配布、ホームページへの掲載資料作成)
- ・当日設営・出席、運営、記録撮影
- ・会議後の摘録及び報告書の作成、ホームページ掲載用ページ及び画像・映像等の作成(平成27年度例)
第1回 京都市 (建仁寺両足院)
第2回 宇治市 (宇治茶道場 匠の館)
第3回 綾部市 (グンゼ記念館)

(3) 募集アイデアによる事業

(2) のワークショップで議論されたアイデアや募集したアイデア等の事業化を図る。

- ・事業数4件。1件当たり最大500千円
- ・事務局と協議しながら企画及び運営を行うこと。
- ・開催にあたっては、スポーツ・文化・ワールド・フォーラムとの連携と併せて、海外発信力を意識すること。
- ・国内外の人々に対して、本プロジェクトを広める手法を考慮すること。
- ・京都在住の一流の芸術家や芸術系大学と連携した企画とすること。

4 委託業務期間

契約日から平成29年3月31日まで

5 成果品

実施計画冊子（6000部）

実績報告書 紙媒体10部、磁気データ記録媒体(CD-R等)7枚

ワークショップ、アイデア募集等の記録映像(CD-R等)7枚

6 納入場所

京都府庁、京都市役所、京都商工会議所

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と発注者が協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者（京都文化カプロジェクト実行委員会）に帰属する。
また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (5) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整することとする。
- (6) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずるものとする。
- (7) 全体として、京都文化カプロジェクト実行委員会が別に委託する京都文化カプロジェクト2016-2020 広報関連業務の受託業者と連携し行うものとする。

8 参考資料

【旧名称】京都文化フェア(仮称)2016-2020

URL <http://kyotobunkafair.jp/>